上信越高原国立公園特別地域内行為の許可基準の特例(平成 12 年 9 月 6 日 環境庁告示第 61 号) 自然公園法施行規則第 11 条(基準部分)引用関係整理表 <北浅間地区>

項	行為の種類	号	基準の内容							
第4項	工作物別供を一れ。築と売し的る譲物のでには強立の建宅性いた。) ち荘せい様のでに、 は、	本文	第1項第2号	項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。						
			第1項第3号	項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。						
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。							
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。							
		第1号	保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。							
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10 m (その高さが現に10 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。							
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが 13 m (その高さが現に 13 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ) を超えないものであること。							
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が 1000 ㎡以上であること。							
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が 250 ㎡以上であること。							
		第6号	総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積建築基準法施行令第2条第1 項第2号に揚げる建築面積 をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それで表し							
			地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	中欄及び下欄に掲げると おりであること。				
			第2種特別地域	20 %以下	40 %以下					
			第3種特別地域	20 %以下	60 %以下					
		第7号	当該建築物の 水 まれる土地の勾置	水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。 勾配が 30 %を超えないものであること。						
		第8号		号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等 _」 ゝう。)でないこと。						
		第9号	当該建築物の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。)が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から 20 m以上、それ以外の道路の路肩から 5 m 3 m 以上離れていること。							
		第 10 号	当該建築物の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。) が敷地境界線から 5 m 3 m 以上離れていること。							
		第 11 号	当該建築物の建築面積 <u>(建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。)</u> が2000 ㎡以下であること。							
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。							
			第2項ただし書 に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建 請に係る建築物の規模が既存の建築物の るためやむを得ず必要最小限の規模の拡	規模を超えないもの又は既存の建築物	が有していた機能を維持す				

				つ、申請に係る場所以外 改築若しくは増築であっ	の場所においてはその目的を達成する って、第1項第5号に掲げる基準に適合	ことができないと認められる建築物の うするもの	新築、		
				第1項第5項 当該建築ないこと		がその周辺の風致又は景観と著しく不認	周和で		
第5項	工作物 13 条の 4 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 5 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5	本文	第1項第2号	1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。					
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。						
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。						
			第1項第5号	5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。					
			第4項第1号	保存緑地において行われるものでないこと。					
			第4項第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが10 m (その高さが現に10 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。					
		第1号	当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。)が 2000 m以下であること。						
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。) の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、 それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。						
			地種区分と敷地面積の区分		総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合			
			第 2 種特別地域 500 ㎡未満	域内における敷地面積が	10 %以下 20%以下	20 %以下 <u>40%以下</u>			
			第 2 種特別地域 500 ㎡以上 1000	域内における敷地面積が) ㎡未満	15 %以下 20%以下	30 %以下 40%以下			
			第 2 種特別地域 1000 ㎡以上	域内における敷地面積が	20 %以下	40 %以下			
			第3種特別地域	ζ	20 %以下	60 %以下			
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。						
			第2項ただし書 に規定する行為	「2項ただし書」 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新領規定する行為 請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を終るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の設改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの					
				第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。					
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物 の新築、改築又は増築以外の建築物 の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。					
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。					
			第1項第4号	号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。					
			第1項第5号	1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。					

		l	ļ							
			第4項第7号 当該建築物の 水平投影外周線 壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線をいう。)で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。						たわる柱の中心線の水平投影	
			第4項第9号 当該建築物の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中での水平投影線をいう。) が、公園事業道路等の路肩から 20 m以上、それ以外の道路の路肩から 5 m 3 m 以離れていること。							
			第4項第10号 当該建築物の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線 の水平投影線をいう。)が敷地境界線から 5m 3m以上離れていること。							
			第4項第11号 当該建築物の建築面積 (建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。) が2000 ㎡以下であること。							
		第1号	当該建築物の高さが 13 m (その高さが現に 13 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。							
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、 前項第2号第4項第6号 の表の上欄に掲げる地域 及び敷地面積 の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。							
			地種区分と敷地面積の区		の区分	総建築面積の敷	地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合		
			第2種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡未満			10 %以下		20 %以下	20 %以下	
			第2種特別地域内における敷地面積が 500 ㎡以上 1000 ㎡未満		15 %以下		30 %以下	30 %以下		
			第2種特別地域内における敷地面積が 1000 ㎡以上			20 %以下		40 %以下		
			第3種特別地域			20 %以下 6 0 %以下		60 %以下		
			地種区分総建築面積の敷地面			i積に対する割合 総延べ面積の敷地面積に対する割合				
			第2種特別地域		20 %以下	40 %以下		(A(C))	-	
			第3種特別地域		20 %以下		60 %以下		1	
		ただし書								
			第2項ただし書 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に規定する行為 に関立 に関立 に関立 に関う に関う に関う に関う に関う に関う に関う に関う							
			第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観とないこと。							
第 10 項		本文	第1項第3号 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。							
	屋外運動施設の新築、改築又は増築		第1項第4号 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。							
			前項第1号 特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。							

第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第2号	総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平 投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が 、第2種特別地域に係るものにあっては 40 %以下、第3種特別地域に係るものにあっては 40 %以下、第3種特別地域に係るものにあっては 60 %以下であること。
第3号	当該屋外運動施設の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線を いう。) で囲まれる土地の勾配が 10 %以下を超えないものであること。
第4号	当該屋外運動施設の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投 影線をいう。) が、公園事業道路等の路肩から 20 m以上、それ以外の道路の路肩から 5 m以上離れていること。
第5号	当該屋外運動施設の地上部分の 水平投影外周線壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投 <u>影線をいう。)</u> が敷地境界線から 5 m以上離れていること。
第6号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が 2000 m ² 以下であること。
第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
第9号	支障木の伐採が僅少であること。
第 10 号	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。